# 「姫路市自治基本条例 骨子(案)」に対するパブリック・コメント手続の結果について

**1 意見募集期間** : 平成 24 年 7 月 13 日(金) ~平成 24 年 8 月 20 日(月)

2 意見件数: 35通69件

3 意見内訳

区分		意見のあった項目		
	取り組み		1 0	
	全体	_	1 2	
	前文	_	2	
	第1章	(1) 目的、(2) 定義、(3) 条例の位置付け、(4) 自治の基本理念、(5) 自治の基本原則	1 4	
		1 市民 (1) 市民の権利、(2) 市民の責務		
内	第2章	2 議会	5	
容		3 市長等 (2) 職員の責務		
台	第3章	(1) 総合的かつ計画的な行政運営、(3) 行政組織、(4) 財政・財務、(10) 外郭団体	5	
		1 情報共有等 (1) 情報の共有と提供		
	第4章	2 参画 (2) 市民意見の聴取、(4) 住民投票	1 1	
		3 協働 (2) 市民活動への支援		
	第5章 (1) 国や他の地方公共団体との関係		1	
	賛成 —		1	
	反対 一		8	
		総件数	6 9	

※ 「市の考え方」欄において、制定前の「条例(案)」についても、省略して「条例」と表記しています。

## 〇 取り組みに関する意見 10件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
1	背景	条例を制定する理由を教えてもらいたい。	2	地方分権が進み、住民に最も近い基礎自治体である市町村に権限 が移譲され、基礎自治体や住民には、自己決定と自己責任に基づく 自主、自立の精神が強く求められています。 そのため、これまでの取り組みを踏まえ、本市における自治の在 り方を再定義するとともに、まちづくりに必要な参画と協働につい て定めた条例を制定したいと考えております。
2	背景	市政に参加、参画するのであれば、今現在も議会陳情や情報公開制度もあり機能しているので、それで十分であり、さらに基本条例を作るのは無駄である。	1	現在、姫路市議会では議会基本条例に基づき様々な議会改革が進められているところです。 市長をはじめとする行政も、情報公開制度などこれまでの取り組みを踏まえ、行政運営の基本原則を改めて規定した自治基本条例を制定することにより、市議会と協力しながら、両方の条例を活かした市政を推進していきたいと考えております。
3	周知	条例に関する周知が十分ではない。	4	条例制定に向けた取り組みについては、市ホームページや広報紙を活用するとともに、タウンミーティングをケーブルテレビやラジオで放送するなど、情報発信に努めておりますが、引き続きより効果的な周知について検討してまいります。 なお、骨子(案)11ページの「情報の共有と提供」①で、「市は、自ら積極的に情報の提供に努める」ことを規定しております。
4	周知	住民の参画意識が低いと思われる。 自治会役員への負担が大きく引き受け手がなくなってくる傾向が出てきている。 自主、自立、協働の意識をどのように醸成するのか。	1	条例において、本市における自治の基本理念や行政運営の基本原 則等といった自治の在り方を再定義し、まずは、この理念や原則を 市民と行政が共有することにより、市民の参画に向けた意識を醸成 していきたいと考えております。 併せて、自治会への参加意識が高まることを期待しています。
5	周知	自分の住んでいる地域に、どのような人がいて、どのような組織・団体があるのかを知らない人が多い。ましてや校区や市内にある組織・団体の性格・その活動内容も知るはずないのではないか。そのような人にどうやって市の取り組みを理解してもらい、行動してもらえるようにするのか。	1	条例では、参画(まちづくりに参加)することを権利の1つとして規定しておりますが、ご意見のとおり、参画・協働していただくことが重要であり、ご提案いただいた具体的なマニュアルの作成も含め、現状も踏まえつつ参画・協働を促す効果的な方策を検討してまいります。

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
		そのためには、「参画と協働」の理念、定義、具体策		
		をきめ細かく整理し、個人、地域、各種用件等がよくわ		
		きまえて効果が出せるマニュアルの作成が第一である。		
	周知	自治基本条例の副読本、ガイドブックを作成予定と聞		今後、検討時の考えを示した逐条解説を作成しますが、分かりや
6		いておりますが、市民(子どもを含む。)に分かりやす	1	すい内容にしたいと考えております。
0		く、市民生活・まちづくりに参加できるという記述も入	1	また、子どもでも分かるような資料の作成も検討してまいります。
		れてほしい。		

## 〇 全体の内容に関する意見 12件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
	全体	条例の中で、自治会や自治会長の役割などを位置付けてほしい。		市政運営における自治会の協力を十分理解しており、自治会については、まちづくりを推進する中心的な団体の1つとして位置づけております。
7			3	骨子(案)において、「市民活動」の中に自治会の活動を含めるとと もに、12 ページの「(2)市民活動への支援」で「市長等は、市民活動の活性化を図るため、その支援を行うこと」も規定しております。
				しかしながら、具体に自治会や自治会長の役割を定めることは、 自治の基本理念を定める本条例にはなじまないと考えております。
	全体	自治基本条例に教育に関する内容を入れてほしい。		具体に学校教育について定めることは、自治の基本理念を定める     本条例にはなじまないと考えております。
8			2	本条例にはなしまないと考えております。 ただし、骨子(案)3ページの前文で、「子どもの豊かな人間性を家 庭や地域社会を通じて育むこと」を規定しており、この地域社会に は学校も含まれると考えております。
	全体			接拶を交わすことは、生活の中でとても重要なことですが、接拶
9		の原点と位置付けし挨拶を進めることを条例に入れて ほしい。	1	という具体の行動について定めることは、自治の基本理念を定める 本条例にはなじまないと考えております。
	全体	骨子(案)では、「市政」と「行政」という表現が散見 されるが、どのような関係があるのか。		条例において、「市政」は「市が行うまちづくり」を意味し、行政 によるまちづくりと議会によるまちづくりの2つの要素がありま
10			1	す。 また、「行政」は「市の組織から議会を除いたもの(=市長その他 の執行機関)」という組織の意味で用いています。 ご指摘を踏まえ、条例中の表現を整理します。
	全体	骨子(案) 1 ページの「(2)条例制定の目的」と条例骨子の内容に整合性を持たせること。 結論として、条例に市民と住民が関与する部分を明確		「自治」には、地方政治を地方公共団体に委ねる「団体自治」と、 これを地方の住民自らの責任と負担において処理する「住民自治」 の2つの要素があります。
11		に分離することが必要である。 まず、条例制定の目的は自治の基本理念や行政運営の 基本原則等を明確にすることと記載されている。しか し、条例骨子の内容は自治の概念とは異なる内容が散見	1	また、「まちづくり」は、条例において、「住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体」と捉えており、「自治」の中に含まれるものと整理しています。 そして、「市政」の中には、参画と協働によるまちづくりに適する

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
		され、条例の整合性に疑問を持たざるを得ない。これは、「自治」と「まちづくり」を混同しているためと考えられる。 市政に参加できる市民に外国人や区域外の住民、法人まで含まれているが、市政に対する権利・義務の関係を考慮すると、区域外の住民・法人は権利だけを有して市政にただ乗りしているという印象を抱きかねないまた、骨子(案)の市民の範囲が無限増に拡大するおそれがあること、市民が市政に参画できるというのは過剰な権利付与であると思われる。区域外の住民に市政への参画の権利(参政権)を与えれば、住民の意思に反して市政が動かされる恐れがあり、住民の意思に基づいて地方自治が行われるとした住民自治の原理にも違反している。 まちづくりの部分に関しては積極的な市民参画は賛成だが、市政や住民投票等の自治の部分に市民が関与するというのは上記の危険性が排除できない限り賛成しかねる問題である。よって、自治とまちづくりの分離と	112	領域と、参画と協働によるまちづくりに適さず、地方公共団体に任せる領域があるとともに、前者の領域においては、ご指摘のとおり、住民自治の考えに基づき、地方選挙権など住民のみの参画に限定する領域もあると考えております。 一方、これまでの本市の取り組みでも、通勤・通学者等の住民以外に参画を認めている分野もあることから、参画と協働によるまちづくりを進めるに当たって、「ふるさと・ひめじ」の夢や責務を共有する人々に、それぞれの立場に応じて幅広くまちづくりに参画いただきたいと考えております。 ご指摘を踏まえ、「自治」と「まちづくり」の使い分けについて条例中の表現を整理するとともに、住民と市民の関与の範囲について逐条解説により制定時の考えを明確に残します。
12	全体	住民・市民の関与の範囲の明確化が必要と考える。 「まちづくり」の定義が解らない。 以前、「まちづくり」の定義について市に質問したところ、「まちづくり」とは「住みよい地域社会をつくるために取り組む活動(公益的な活動の総体)」であり、「市の活動のみならず、自治会等の地縁系団体やNPO法人等が地域の活性化のために取り組む活動も、「まちづくり」に含まれる」とあるが、全く納得できない。市の活動や自治会などであれば全く同意できるが、誰が何の権限で活動しているのかわからないNPO法人の活動には協力できない。 その活動で損害が発生したり、将来に亘る禍根が生じるなどの不都合も当然予見されるが、それらについて誰	1	「まちづくり」は、条例において、「住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体」と捉えており、骨子(案)3ページの前文で、まちづくりを担う活動の例として、自治会活動とともに、NPO活動を示しております。 「ふるさと・ひめじ」の夢や責務を共有する人々に、NPO活動も含め、それぞれの立場に応じて幅広くまちづくりに参画いただきたいと考えておりますので、このことを逐条解説に明確に示します。

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
		が責任を負うのか。 骨子(案)の「まちづくり」の定義はあまりにも広く、 将来において歪曲・悪用される可能性を排除できないと 考える。 当面、「市の活動、および地域や住民と強い利害関係 および責任を共有する団体等(自治会等)の活動」など、 もうすこし局限すべきである。		
13	全体	地方自治を実践する中で市民参画が必要なことは論を待たず、まったく適切な内容であると思う。 ただし、地方自治参政権に関わる部分で、住民以外の意思決定が入る恐れがあることを懸念している。 意見は大いに聞けば良いと思うが、意思決定は住民がすべきだと考える。	1	本条例は、本市独自の地方参政権を新たに規定するものではありません。 また、地方公共団体における意思決定は、法律に定めがある拘束力を有する住民投票(いわゆるリコールなど)が実施された場合を除き、選挙を経た市長及び議会の判断により行われるものです。 なお、骨子(案)12ページのとおり、条例においては、住民の意思を直接確認する制度として、法的拘束力のない住民投票について規定したいと考えております。
14	全体	悪意を持った人は、自治基本条例に含まない手段を示 して欲しい。どのように見分けるのか。	1	ご質問の「悪意」がどのようなものかお示しされておりませんので、「悪意を持った人・団体」を住民の福祉に反する反社会的な活動
15	全体	条例案に異を唱える団体は「悪意を持った団体」になるのか。	1	をしている人・団体と解して、考え方をお示しします。 本条例に基づき「悪意を持った人・団体」から提出された意見・ 請求等については、本条例で定める行政運営の基本原則や参画と協 働の対象にしない取扱いとすることを考えており、その判断は、意 見・請求等の内容により行います。 また、実際の市政運営においては、「悪意を持った人・団体」を、 業務内容によっては対象から除外することもあります。 なお、憲法第12条において、権利に関し、「これを濫用してはならない」また「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と規定されていることを踏まえ、同趣旨の規定を条例に定めることも検討しております。 最後に、条例案に異を唱えることだけをもって、「悪意を持った団体」と判断することはないと考えております。

# 〇 前文の内容に関する意見 2件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
	前文	権利意識が強く、依頼心が肥大化し、義務を果たし、		骨子(案)3ページの「前文」⑥で、「子どもの豊かな人間性を家庭
16		犠牲を払いたくないと思っている人が増えており、子ど	1	や地域社会を通じて育むこと」を規定しており、ご指摘の内容はこ
10		もたちに人間は社会的存在で助け合い、自助努力の大切	1	の中に含まれていると考えております。
		さを教えていかねばならないと思う。		
	前文	骨子(案)3ページの前文⑥で「子どもの豊かな人間性		ご指摘を踏まえ、前文の体系を整理します。
1.7		を家庭や地域社会を通じて育むこと」とあるが、②同に	1	
17		「次世代を担う子どもに引き継いでいくこと」とあるこ	1	
		とから、②の後に⑥を持ってくる方が自然ではないか。		

## ○ 第1章の内容に関する意見 14件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
18	1-(1)目的	骨子(案) 4ページの「目的」②で「市長等の責務を定める」と示されているところ、7ページでは「市長等の責務」に加え、「職員の責務」についても定められているが、4ページの「定義」では、市長等は市長その他の執行機関とされているので、「目的」②において、職員の責務についても定めるべきではないか。	1	ご指摘を踏まえ、条例中の表現を整理します。
19	1-(2) 定義	「市民」の範囲を姫路市住民の他に通勤・通学している人や事業者等までをも含める理由は何か。	4	「ふるさと・ひめじ」の夢や責務を共有する人々に、それぞれの 立場に応じて幅広くまちづくりに参画いただきたいという考えの 下、これまでの市の取り組みにおいて、住民以外の方に参画をして いただいていることを踏まえ、現在の案では、「市民」の範囲につい ては、市内に住所を有する住民に加え、市内に通勤・通学する者や 市内で事業を行う事業者、市内で活動するNPO法人や自治会等の 団体も含めたものとしております。 なお、「市民」の範囲に含まれる「住民」と「住民を除く市民」は、 地方自治法等において、住民自治等の考えから権利や義務が区別さ れており、本条例によって、それらの区別を変更するものではあり ません。
20	1-(2) 定義	市民や住民の定義に日本国籍を持つ者と断定しないのは、憲法違反ではないか。	3	憲法第92条の委任を受けて定められた地方自治法の第10条第1 項では「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれ を包括する都道府県の住民とする。」と規定されており、この「住民」 には、自然人・法人の双方を含み、かつ、国籍を問わないことと解 釈されております。 骨子(案)の「住民」の定義は、地方自治法の定義と同じものであ り、憲法に違反するものではありません。 また、「市民」は、地方自治法等の法令で定義されておりませんが、 条例においては、「住民」と同じ考えに立って、日本国籍を有しない 者も含めて取り扱います。
21	1-(2) 定義	4ページの「定義」③では、「市政」及び「地域のまちづくり」の2つの文言があるが、どのような関係なの	1	「市政」は、「市が行うまちづくり」を意味しており、「まちづくり」の中に「市政」は含まれると整理していますので、ご指摘を踏

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
		カゝ。		まえ、条例中の表現を整理します。
22	1-(2) 定義	骨子(案)の全体にわたって「まちづくり」という表現が使われているが、4ページの「定義」③のみに「地域のまちづくり」という表現になっているが、どう違うのか。	1	「まちづくり」は、条例において、「住みよい地域社会をつくるために取り組む公共的活動の総体」と捉えておりますが、「地域のまちづくり」は実質的に同じ意味になりますので、ご指摘を踏まえ、「まちづくり」に修正します。
23	1-(3) 条例の位 置付け	自治基本条例を市の最高規範と位置付けることは違法ではないのか。	1	我が国の法体系は、日本国憲法を頂点としたものであり、地方自治法第14条第1項に定めるとおり、条例は法令に違反しない場合にのみ制定できるものです。 条例の制定に向けて策定した「姫路市自治基本条例制定基本方針(平成23年5月)」では、先行自治体における自治基本条例の一般的な説明を用い、「自治体の最高規範として位置付けられる」と記述しました。 しかしながら、具体的に検討を進めていく中で、条例を市の最高規範との位置付けることは、我が国の法体係から適当でないとの結論となり、骨子(案)においては、条例の位置付けを「自治の基本を定めるもの」としております。 なお、条例の検討においては、条例間に優劣はないことから、既存の条例と整合を図りながら進めています。
24	1-(4) 自治の基 本理念	5ページの「自治の基本理念」③の「個人の尊厳や自由の尊重」については、日本国憲法の内容にあわせ、「個人の尊重や法の下の平等」としてはどうか。	1	自治の基本理念については、骨子(案)4ページのとおり規定したいと考えており、「③個人の尊重や自由の尊重」については、ご指摘を踏まえ、条例中の表現を検討します。 また、「⑤地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進」と規
25	1-(4) 自治の基 本理念	自治の基本理念は単純に人口の多少や多数決のみで 決定するものではないと思う。住民一人一人を大事にし た対応が重要である。 姫路市は大きくなったのでそれぞれの地域が異なる 働きを持っていると思う。 全ての地域が同じような産業や目的で均一化すると 変なことになると思う。 地域の独立性を採算性だけで測ると東京都内の区と 姫路市を比べるようなもので採算性が全く合わないこ	1	定しており、地域の特性の重要性は認識しております。

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
		とは当たり前である。理念を結果として採算性だけで評価することは間違っており、あくまで正しい理念を皆が 共有すればよい。		
26	1-(5) 自治の基 本原則	「①情報共有の原則」という曖昧な表現はまずいと思う。 原則を削り、 ①住民が情報を共有すること ②住民が参画すること ③住民が協働すること などの表現のほうがはっきりしていいのではないかと思う。 ③は大変重要である。市と市民が一体となっている感じは重要だと感じる。	1	骨子(案) 5ページの「自治の基本原則」では、参画及び協働の原則の前提になるものとして、「①情報共有の原則」を規定したいと考えております。 この原則に基づき定める、11ページの「1情報共有等」において、情報共有の原則について具体的に定めることを予定しております。 ご提案については、条文化する際の参考とさせていただきます。

## 〇 第2章の内容に関する意見 5件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
27	2-1-(1) 市民の権 利	6ページの「市民の権利」②で、「まちづくりに参画すること」を定めているが、4ページの「定義」③では、参画の定義を「市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加すること」と定めており、市民の権利の規定において、「まちづくり」が重複している。	1	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。
28	2-1-(2) 市民の責 務	6ページの「市民の責務」①で、「行政と協働すること」と「民間相互で協働すること」を別に定めているが、4ページの「定義」④では、協働の定義を「市民と市又は市民同士が、・・・、共通の目的達成に向け協力すること」と定めていることから、協働に関する市民の責務の規定は「協働すること」の1つの規定で足りるのではないか。	1	ご指摘を踏まえ、条例中の表現を整理します。
29	2-1-(2) 市民の責 務	6ページの「市民の責務」②で、地域コミュニティ活動等は、「地域の活性化に資する活動に努める」とあるが、前文④では「まちづくりを担う活動」とあり、前文の規定との関係が分かりにくい。	1	骨子(案) 3ページの「前文」④で、「まちづくりを担う活動」の中には、地域コミュニティ活動をはじめ、NPO活動などの様々な活動があることを示しておりますが、各活動の全てが必ずしもまちづくりを担うものではないとの認識の下、骨子(案) 6ページの「(2)市民の責務」②では、「まちづくりを担う活動に努める」とは規定せずに、「地域の活性化に資する活動に努める」と規定しておりました。ご指摘を踏まえ、条文の表現を改めて検討し、関係性を分かりやすく規定します。
30	2-2 議会	骨子(案)は二元代表制の1つの核である、「市議会」 を軽視している内容ではないかと思う。	1	我が国の自治制度は、代表民主制を原則としており、議会と市長が車の両輪に例えられるように、議会は市政の推進に当たって不可欠な責任と役割があると考えております。 議会においては、既に議会基本条例を定めておられることから、本条例においては、議会基本条例に基づく議会の責務及び議員の責務についてのみ規定しております。
31	2-3-(2) 職員の責 務	職員に関する記述が少ないと考える。かなりの数の逮捕者が出ていると思うので、定めることができないので あれば、職員倫理条例のようなものを作るべきである。	1	本市では、市民の皆様の信頼確保に努めることを目的に、市長と 職員の倫理の保持のための必要な措置を定める「市長」と「職員」 の倫理条例の制定に向けた取り組みを進めています。

## 〇 第3章の内容に関する意見 5件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
32	3-(1) 総合的か つ計政 営	なぜ今「総合計画」を定めるのか。国は全国総合開発 計画から変えて、国土のグランドデザインというものに している。「ビジョン」という表現でも問題ないと思う。	1	本市では、現在、平成21年度から32年度までを計画期間とする「姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン2020」に基づき、施策を展開しております。 総合計画に関しては、地方自治法の規定により基本構想の策定が義務付けられておりましたが、平成23年の法改正により、当該規定が廃止され、総合計画の策定は市町村の判断に委ねられることになりました。 本市においては、施策を展開する上で、中長期の指針となる総合計画は必要であると認識しており、本条例の中で、総合計画の策定について規定したいと考えております。
33	3-(1) 総合的か つ計画的 な行政運 営	8ページ「総合的かつ計画的な行政運営」の①で、「計画(以下「総合計画」という)を位置付け」とあるが、何に位置付けるのか。	1	ご指摘を踏まえ、表現を整理します。
34	3-(3) 行政組織	行政の各部署にまたがる関連する施策を提案する際には、窓口を決定して、その部署から関連課に連絡、招集できるような体制を構築することが大変に重要である。縦割り組織に横軸を通せる委員会のような組織を設置することができる窓口が必要である。	1	本市では、市長公室を設置し、複数の局にまたがる案件などに関する総合的な調整を行っております。 また、案件によっては、関連する組織相互の連絡調整を図る仕組みを設けております。
35	3-(4) 財政・財 務	9ページ「財政・税務」の①で「財政運営」とあるが、 何の財政運営なのかを明確にするため、「姫路市の財政 運営」としてはどうか。	1	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。
36	3-(10) 外郭団体	次の条文の追加がなければ反対する。 ③ 天下りは原則認めない。設立は必要最小限と し、常に情報を開示し、住民の審判を、年度の都 度受ける。	1	骨子(案)10ページの「外郭団体」では、外郭団体に対する市の関与の在り方や経営健全化とともに、市と外郭団体が円滑に連携し、設置目的を効率的かつ効果的に達成することなどを規定したいと考えております。 その考え方の下、人的関与及び財政的関与についても適正に行ってまいります。

## 〇 第4章の内容に関する意見 11件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
37	4-1-(1) 情報の共 有と提供	行政が情報を提供する際には地域の各種団体に同時 に行ってもらいたい。	1	条例において、地域の各団体に対し、市の情報を同時に提供する ことを義務付けることまでは想定しておりませんが、同じ地域の各 団体に情報を提供する際には、できる限り提供時間に差が生じない よう努めてまいります。
38	4-1-(1) 情報の共 有と提供	11ページ「情報の共有と提供」の①で「市は、自ら積極的に情報の提供に努める」とあるが、何の情報なのかを明確にした方がよいと思う。また、同じ文中の「情報の交換」、「情報の共有」及び②の「情報提供」も同様である。	1	骨子(案)11 ページの「(1)情報の共有と提供」①における情報とは、市が行うまちづくり(市政)に関する情報のことです。 ご指摘を踏まえ、表現を検討します。
39	4-1-(1) 情報の共 有と提供	市民がまちづくりの主体であることを意識し行動するために、市民に市の財政をはじめとするあらゆる情報公開をより積極的に行う必要がある。	1	骨子(案)11 ページの「(2)情報の公開」で、本市の現在の情報公開制度を踏まえ、市民の知る権利を尊重し、公文書を公開することを改めて規定したいと考えております。 また、公開に適さない情報に留意しながら、積極的な情報公開・情報提供に努めてまいります。
40	4-2-(2) 市民意見 の聴取	市民意見の聴取について、具体的にどのような方法で 聴取するのか。	1	骨子(案)11 ページの「(2)市民意見の聴取」の規定は、本市で既に取り組んでいるパブリック・コメント手続を想定した記述となっておりますが、これ以外にも、市民アンケートの実施やタウンミーティングの開催、また、市民の声をメール・ファックスで受け付けるなど、様々な方法での市民意見の聴取に努めております。引き続き効果的な方法について検討してまいります。
41	4-2-(4) 住民投票	住民投票の対象者に外国人が含まれていることで外国人参政権の容認と拡大解釈される恐れがあることや、 既存制度の活用で十分であるなどの理由により、住民投票の項目自体を削除すべきである。 また、規定するのであれば、対象者の国籍条項を加えることを求める。	5	住民投票については、あくまで議会と市長による代表民主制を補完する仕組みとして位置付け、事案としては特別重要なものに限ることを想定しておりますが、住民の参画を推進する重要な仕組みの1つとも認識しています。 また、投票資格者の範囲については、原則として、地方参政権を有する者を想定しており、現時点では、事案ごとに条例を定める方向で検討していることを踏まえ、住民投票条例の中で、その都度、投票資格者の範囲を定め、議会の審議をいただきたいと考えております。

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
				なお、今後、条例の中で、投票資格者は地方参政権を有する者と
				規定することを検討してまいります。
	4-3-(2)	若者が中心となって村おこし事業を模索しており、こ		自治基本条例の制定を通じ、幅広い市民の参画と協働を一層推進
40	市民活動	のような地域の活性化につながる取り組みについて、姫	-1	するとともに、地域のまちづくりの支援にも努めてまいります。
42	への支援	路市として後援の理解を得るととともに、「自治基本条	1	
		例」化の線に沿って、検討していただきたい。		
	4-3-(2)	12ページ「市民活動への支援」は、「市長等の責務」		ご指摘を踏まえ、条例の構成を整理します。
43	市民活動	に関する内容と見受けられるので、7ページに規定すべ	1	
	への支援	きではないか。		

### 〇 第5章の内容に関する意見 1件

No.	区分	意見の概要	件数	市の考え方
44		②の末尾に「その解決に努め、市政を推進する」とあるが、「市政を推進する」という内容は、なくても文章の意味が通ると思う。	1	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。

## 〇 条例制定に賛成する意見 1件

No.	意見の概要	件数	市の考え方
45	自治基本条例の制定に賛成である。現在、NPOに参加して写真 ボランティアの活動をしており、今後の良いまちづくりをするため に、写真撮影の特技を役立てていきたいと考えている。		自治基本条例の制定を支持する意見と受け止めさせていただきます。

## 〇 条例制定に反対する意見 8件

No.	意見の概要	件数	市の考え方
46	一部の地方で、自治基本条例を取り入れたことによって、地方が成り立っていないにもかかわらず、この姫路、世界文化遺産の姫路城、白雲の城、築き上げてきた日本の歴史、姫路の歴史を台無しにしてしまうこの条例は、断固として、日本人として、姫路市民として反対する。 条例の提案をした方々へ自身の思いだけで姫路市民を心の病気にしないでほしい。自身にも、子ども、孫がいることと思う。この未来の子どもたちが安心して、希望の持てる国、市にしていきたい。どうか、人として考え直していただけないか。	1	自治基本条例の制定に反対する意見と受け止めさせていただきます。 その上で、主要な反対意見に対し、考え方をお示します。 条例制定の目的については、地方分権が進み、住民に最も近い基礎自治体である市町村に権限が移譲され、基礎自治体や住民には、自己決定と自己責任に基づく自主、自立の精神が強く求められていることから、これまでの取り組みを踏まえ、本市における自治の在り方を再定義するとともに、まちづくりに必要な参画と協働について定めた条例を制定したいと考えております。
47	地方自治体の最も基本となる条例であり、自治体の憲法ということであれば、日本国憲法に違反しているのではないか。 地方自治法に従うべきであり、条例の方が上になるのは矛盾ではないか。 市民の定義、住民の定義に日本国籍を持つ者と断定しないのは、憲法違反である。 地方自治法では、住民というのは日本国籍を持つ地方公共団体の区域内に住所を有するものとなっている。 以上のことから、自治基本条例の制定には反対である。	1	条例の位置づけについては、我が国の法体系は、日本国憲法を頂点としたものであり、地方自治法第14条第1項に定めるとおり、条例は法令に違反しない場合にのみ制定できるものです。 条例の制定に向けて策定した「姫路市自治基本条例制定基本方針(平成23年5月)」では、先行自治体における自治基本条例の一般的な説明を用い、「自治体の最高規範として位置付けられる」と記述しました。 しかしながら、具体的に検討を進めていく中で、条例を市の最高規範との位置付けることは、我が国との法体係から適当でないとの
48	タウンミーティングで配付されたレジュメには自治基本条例は 「自治体の最高法規」と書いてあるが、日本国憲法は最高法規であ り、その下でその他の法律は平等である。同様に法律に基づいて制 定される条例には最高規範はなく、自治基本条例が他の条例に優越 することは、法律上認められないはずである。 「団体自治、住民自治の理念の実現を目指す」と前文にあるが、 理念を条例化する必要があるのか。市民の定義に外国人も含まれる ことになり、行政に参加するという主権を外国人も得ることになっ ている。 主権は国民のものであるはずである。これらの理由により、自治	1	結論となり、骨子(案)においては、条例の位置付けを「自治の基本を定めるもの」としております。 なお、条例の検討においては、条例間に優劣はないことから、既存の条例と整合を図りながら進めています。 市民の範囲については、「ふるさと・ひめじ」の夢や責務を共有する人々に、それぞれの立場に応じて幅広くまちづくりに参画いただきたいという考えの下、これまでの市の取り組みにおいて、住民以外の方に参画をしていただいていることを踏まえ、現在の案では、市民の範囲については、市内に住所を有する住民に加え、市内に通勤・通学する者や市内で事業を行う事業者、市内で活動するNPO

No.	意見の概要	件数	市の考え方
	基本条例の制定そのものに反対である。		法人や自治会等の団体も含めたものとしております。
	自治基本条例の目的を達成するのなら、現在の姫路市議会の活性		なお、「市民」の範囲に含まれる「住民」と「住民を除く市民」は、
	化、議員の資質の向上で対応できるはずである。まちづくり、市役		地方自治法等において、住民自治等の考えから権利や義務が区別さ
	所を運営するルールなどは議会がコントロールすればよい。		れており、本条例によって、それらの区別を変更するものではあり
	下記の理由により「自治基本条例制定」に反対する。		ません。
	<ul><li>この条例は今の姫路には不要である。</li></ul>		住民と市民の関与の範囲については、「市政」の中には、参画と協
	・ この条例の中に「住民投票」についての記述があり、この投		働によるまちづくりに適する領域と、参画と協働によるまちづくり
	票制度は内容にあいまい性があり、今後の姫路市行政において		に適さず、地方公共団体に任せる領域があるとともに、前者の領域
49	デメリット(現にある各種施策を阻害する恐れがある)が大であ	1	においては、住民自治の考えに基づき、地方選挙権など住民のみの
	る。		参画に限定する領域もあると考えておりますので、逐条解説により
	・ この条例を認めるということは、現在の姫路市役所、姫路市		制定時の考えを明確に残します。
	議会、連合自治会等の弱体化であることの実態を証明すること		外国人を含めることが違憲とのご意見については、憲法第92条の
	になる。		委任を受けて定められた地方自治法の第10条第1項では「市町村の
	自治基本条例は次の理由により反対である。		区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府
	・ 思想(個人)が惑わされる。		県の住民とする。」と規定されており、この「住民」には、自然人・
50	・ 市民参画といいながら、税を納めている人々は参画が難しい	1	法人の双方を含み、かつ、国籍を問わないことと解釈されておりまし、
	状態であり、会社発展のため、働いている。		
	・ ボランティアであれば、市長も局長も無給で参画すべきであ		骨子(案)の「住民」の定義は、地方自治法の定義と同じものであ
	3.		り、憲法に違反するものではありません。
	姫路に自治基本条例は不要と確信している。		また、「市民」は、地方自治法等の法令で定義されておりませんが、
	タウンミーティングでの説明を聞き、危機管理上問題があること		条例においては、「住民」と同じ考えに立って、日本国籍を有しない
	も共感した。		者も含めて取り扱います。
	市長、市議会、行政主導の下、他にない程しっかり機能している		地方公共団体における意思決定は、法律に定めがある拘束力を有する住民投票(いわゆるリコールなど)が実施された場合を除き、
	自治会と住民が一丸となって生活や伝統文化を護り、より安全で住		9 3 任氏技景(いわゆるリュールなど)が美地された場合を除さ、  選挙を経た市長及び議会の判断により行われるものですが、条例の
51	みよい町作りを推進知るのに、現行の法律で十分と思う。	1	中で、法的拘束力のない住民投票について、あくまで議会と市長に
	広い意味での市民が、それぞれの希望を直接市政に反映させよう		よる代表民主制を補完する仕組みとして位置付け、事案としては特
	と行動すれば混乱を招きかねないし、私利私欲の為に市政に干渉する人が出てきても、それを認めなくてはならなくなりかねない危険		別重要なものに限るものとして、規定したいと考えております。
	る人が出てさても、それを認めなくてはならなくなりがねない危険   な条例だと思う。		投票資格者の範囲については、原則として、地方参政権を有する
	な衆例だと思り。   市長、市議会、市役所各位においては、世間の流行に惑わされる		社会員情報の範囲については、原則として、地力の政権を行りる    者を想定しており、現時点では、事案ごとに条例を定める方向で検
	<ul><li>□ □ 反、□ 両</li></ul>		付を心だしており、残時点では、事業ことに来例をだめる方向で模     討していることを踏まえ、住民投票条例の中で、その都度、投票資
	「ことなく、この「耐圧のりさ」で進んでしまつている流れを止めて		町していることで囲まれ、圧以以示木内の丁で、この即反、1又示貝

No.	意見の概要	件数	市の考え方
	いただくよう、お願いしたい。市長さんの指導力を持ってすれば可能であり、将来の姫路に不利益な功績を残さないためにも考え直していただきたい。  日本国籍を持たない者、市外に本拠地があっても市内で活動をしている団体に属するものでも協働・参画する事について、地下鉄サリン事件を起こしたオウム真理教を例に挙げると、今でも、オウムはアレフという名前に変わって存続しており、最近ではその名前も偽り大学の同好会を装って若者を勧誘したり、1つの町に移住して		格者の範囲を定め、議会の審議をいただきたいと考えております。 なお、今後、条例の中で、投票資格者は地方参政権を有する者と 規定することを検討してまいります。 参画については、条例で義務付けるものではなく、権利の1つと して定めることを考えており、参画の方法としては、例えば、市の 取り組みに対してご意見等を提出していただくことや休日の自治会 活動を通じた地域貢献などがあります。 なお、市職員が公務の一環で参加する場合は、給与支給の対象に
52	占拠したりしているそうである。 同好会にしても、引越しにしても、名前や目的を偽って合法的に 進められ、入り込まれたら、後から排除するのは大変な事である。 姫路の事は姫路の人で、地元でしっかりと生活を守る基盤を固めた 上で、開かれた街づくりをするべきと思う。 自治基本条例は、姫路の大切な伝統文化を軽んじる住民を危険に さらすもので反対である。	1	なりますが、ボランティアとして参加する場合は、給与は支給されません。 また、私利私欲のために市政に干渉する者等への対応としては、 憲法第12条において、権利に関し、「これを濫用してはならない」 また「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と規定 されていることを踏まえ、同趣旨の規定を本条例に定めることも検 討しております。
53	第1回検討懇話会で提供された「制定基本方針」に「最高規範として位置づけられる」と予め決められている点について、これは違法性を無視した設定であり、誘導であると思う。よって、この条例はいの一番から問題の条例であると言わざるを得ない。最高規範性は「最高規範」と言う言葉を使用するのみならず、他の条例をこの条例の内容に適合させる事自体、またそのように感じされる事すら違法性があると思う。自治基本条例の制定に向けて「市民と行政のパートナーシップ」では基本的に議会の立場が抜けており、間接民主主義の日本において、直接民主主義に走りかねない条例だと思う。結局誰も知らない(理念)条例では、条例を知っている者だけが有利に市政を操る事になりかねない。そこまで懇話会がこの条例に危機感がないのであれば尚更、制定されては結局住民が困ると思う。制定の前に最低でも「協働推進指針」の認知度を確認するべきである。それこそ実効性の確保につながると言うものである。恐らく誰が見ても「制定基本方針」で初めから誘導された懇話会	1	議会軽視とのご意見については、我が国の自治制度は、代表民主制を原則としており、議会と市長が車の両輪に例えられるように、議会は市政の推進に当たって不可欠な責任と役割があると考えております。 議会においては、既に議会基本条例を定めておられることから、本条例においては、議会基本条例に基づき議会の責務及び議員の責務についてのみ規定しております。

No.	意見の概要	件数	市の考え方
	に何の意味があったのかとの感想になるのではないではないか。		
	以下からは、素案そのものに対しての意見であるが、上記が別の		
	意見と言うことは決してなく、誤解の無いようにお願いする。		
	(1)条例制定の背景		
	この背景の文章の中には「誰が」と言うのが明記されていない。		
	「国が」地方公共団体や市民にこれまで以上の自立を強く求めて		
	いるのか。「国がこの条例を作れ」と強いているのか。もっと明確に		
	書いてほしい。		
	【前文】		
	国家感が全くないので、最終目的がはっきりしない。		
	「~こと」の後に、具体的にどうすると言う内容が一切ない。		
	今後、具体的な内容を決めるために、また委員会が立ち上がり、		
	職員の仕事を確保する予定表にしか見えない。		
	【第1章 総則】		
	(1)目的		
	①~④の目的があるが、それぞれの後ろに、何条がそれに当たる		
	のかを明記した方が見やすくてわかりやすいと思う。		
	(2) 定義		
	① 市民		
	一般概念として、市民と言えば「市民税」が一番に浮かぶが、		
	市民税を払うイメージがる市民に他市住民や団体、法人を入れ		
	込むには混乱を招くと思う。		
	例えば、本来住民だけが受ける住民割引サービスを他市住民		
	にまで市民として提供する際には、住民カードと同じような市		
	民カードを発行すると言うような事までするのか。		
	また、通勤通学、団体、法人も勤務時間だけの、通学期間だ		
	けの市民なのか、未来永劫の市民なのか制定の前に、細かく定		
	義する必要があると思う。		
	通勤、通学者にまで市政だよりを発行するのか、通勤通学が		
	決まった段階で、この条例のパンフなどを配布し、周知徹底す		
	るのかなど、他市住民を巻き込むにはそれなりの準備をしっか		

No.	意見の概要	件数	市の考え方
	りする必要があると思うが、本当に対応できるのか。		
	元々地方自治法には「市民」の概念はない。第1回懇話会の		
	中で「自治基本条例は現在の規約、法律等の規定に抵触しない		
	範囲で」としっかり話に出ているため、他所の自治体の住民を		
	含ませた「市民」ではなく、姫路市「住民」のための条例にす		
	べきである。		
	したがって、この条例内の「市民」は全て「住民」に書き換		
	えてもらいたい。		
	③ 参画(④協働も同じ)		
	この中に議員が含まれていない。代議制無視の条例にならな		
	いか危惧する。		
	<ul><li>④ 協働</li></ul>		
	ここでの協働の定義は、「市民と市又は市民同士が」となって		
	るが、大元の「自治基本条例の制定についての考え方」の目的		
	では「市民との協働や」として、行政と市民の間の意識の向上		
	を図ると書いてあるのに、いつの間に市民同士と言う話が出て		
	きて目的が変わったのか理由が明確にされていないと思う。		
	(3)位置づけ		
	③他の条例や規則等は【この条例】との整合性を図るとするのは、		
	この条例を他の条例などよりも上位に位置付けると考えられること		
	から、法や条例が平等とする事に反し、違法性があると思う。		
	(4)自治の基本理念		
	この条例が、努力義務条例にも関わらず、③では「個人の尊厳や		
	自由の尊重」が謳われている。		
	「義務を課しながら、自由も尊重する」とするこの条文はこの条		
	例を否定していると思う。		
	【第2章 市民・議会・市長等】		
	1 市民		
	(1)市民(住民に書き換えが必要)の権利		
	②「まちづくりに参画すること」は、定義のところで「参画は		
	まちづくりに参加する事」となっているので、文章がおかしい。		

No.	意見の概要	件数	市の考え方
	(2)市民の責務		
	権利に対する責務である事を明確に書いておく必要があると思		
	う。義務を果たさず、権利だけを要求する人が増えていることは、		
	現代社会の問題にもなっている。		
	②に市民の定義で明確になっていなかった、自治会・NPO・		
	ボランティア・事業者がここで急に出てくるので違和感がある。		
	しかも責務と言うわりには、具体的な内容がなくわかりにくい。		
	2 議会		
	議会は姫路市の有権者に選ばれて成り立っている。この条例の		
	市民の定義には合わない。		
	ここは市民ではなく「有権者」でもいいくらいである。		
	年齢的に投票の権利を持たない住民でも「有権者」に扶養され		
	ているのだから問題はないと思う。		
	3 市長等		
	(1)市長等の責務		
	②で市長等が、住民の参画と協働だけで市政を推進するのは代		
	議制に反すると思う。		
	③について市長は姫路市の有権者によって選ばれている。選ぶ		
	権利のない者(ここでは他市住民、外国人を指す。)の信頼に応え		
	る事まで考える必要があるのかと思う。		
	④は福祉を受ける権利は納税の義務を果たしている者のみ(免		
	除は省く)にあるので、姫路市に納税しない者にまで福祉を受けさ		
	せる必要はない。他市住民はその人の住む自治体で福祉を受けて		
	もらえばよい。		
	サービスにおいても同じような事が言えると思う。そこは間違		
	えられない部分だと思う。		
	(2)職員の責務		
	日本国の職員である自覚を盛り込んでほしい。 【第3章 行政運営の基本原則】		
	【 弟 3 早		
	(2) 効率的で効果的な11 収進者 ここでいう「改革」とはどんな意味なのか明確にして欲しい。		
	ここしいノ「以半」とはこんは思怀はツが明確にして依しい。		1

No.		件数	市の考え方
	(3)行政組織		
	この条文があるがために、次々に無駄な組織ばかりが構築されな		
	いかと危惧する。		
	(5) 法務		
	「適正に法令を解釈」とは、法の隙間をうまく潜り抜けてやって		
	行こうとの意図が見える。		
	この条文は姫路市の暴走を思わせる条文なので削除して頂きたい		
	と思う。		
	(6) 危機管理		
	ここは住民がどうと言うよりも「姫路市内での命の安全を確保す		
	るための体制を整備」とすべきだと思う。		
	安全に関してはどんな境目もあってはならないと思う。(但し、②		
	は市民ではなく住民)		
	また、危機管理と言えば、中国や韓国からの輸入品に関しては、		
	国が認めたとしても、学校給食では一切使わないなどの危機管理に		
	ついても徹底して欲しい。		
	(7)行政手続		
	別に条例で定めるとあるが、現在はその手のモノは一切ないのか。 (8)公益通報		
	(の)公益 通報 公益通報者には表彰など功績を称える仕組みも作ったらどうか。		
	公無過報句には教学など列順を称える圧縮のも下りたらとうが。 (9)説明責任等		
	ここに限ったことではないが「どうやって」が一切ないので実現		
	するのか見えない。		
	③では、「別に定めるところ」とあるが、何を別に定めるのか全く		
	見えない。		
	もっと具体的にわかりやすく書いてほしい。知らぬ間にまた知ら		
	ぬ条例ができてしまうのか。		
	(10)外郭団体		
	住民の意見を十分取り入れ、「必要でないと認められた時は、無く		
	す(廃止)事もできる」くらいの条文が必要だと思う。		
	【第4章 参画と協働】		

No.	意見の概要	件数	市の考え方
110.	1 情報共有等	11 20	11202 137273
	(1)情報の共有と提供		
	①に市が積極的にとあるが、何の情報を提供するのか分かりに		
	くい。もっと具体的に示すべきだと思う。		
	また、市と市民、団体、行政が個々に情報を共有する内容に見		
	えるので、個々ではなく、どんな情報も広く一律に共有する旨に		
	なるような条文にして欲しい。		
	②で、いきなり子供が市政に関心をとあるが、なぜここに突然		
	子供が出てくるのか分からない。		
	(2)情報の公開		
	別に定める条例を具体的に明記して欲しい。この条例が本当に		
	最高規範を謳うのであれば、この部分で「非公開情報」の定義を		
	明確にしておく必要があると思う。		
	また、他市住民や住所がどこにあるか不明な活動団体である市		
	民が、姫路市の市民であるという確認はどのように徹底するのか		
	もここで明確にしておく必要があると思う。市民と、市民でない		
	者に対する情報公開できる範囲はしっかり決めておくべきだと		
	思う。		
	(3)個人情報保護		
	条文の「別に条例で定める」とあると、これから条例を制定す		
	るのかと思った。		
	その内容から、かろうじて「姫路市個人情報保護条例」の事か		
	と想像がつく程度である。はっきりどの条例の事であるか明記す		
	べきだと思う。(これは他の「別に条例」と書いてある部分に同じ)		
	2 参画		
	(1)市政への参画		
	税金は福祉を受けるために払うものであるので、その地で税金		
	を納めていない者がその地で福祉を受けるのは例外もあるだろう		
	が、基本無理のある事だと思う。		
	しかも、懇話会でも出たように「法律の範囲内でしか条例を制		
	定することはできず」を考えると、政治に参画できる権利(参政権)		

No.	意見の概要	件数	市の考え方
	日本人のみの権利であり、地方自治法の通り、その地に住所を有		
	する者にしか与えられてはならない権利だと思う。		
	(3) 附属機関等への参加等		
	①について、懇談会は分からないが、附属機関は条例によらな		
	ければ違法である。		
	奈良県生駒市の住民監査で違法とされ、裁判になっているので、		
	「必要な事項を別に定めること」の意味が分からない。		
	附属機関設置条例の審議に住民の意見を取り入れると言うので		
	あっても、設置された附属機関に住民を参加させるにしても、日		
	本人の権利の範囲、代議制の範囲を超えないような条文にする必		
	要がある。		
	(4)住民投票		
	市長が住民投票を実施できるとあるが、「議会で審議し可決され		
	れば」が抜けていると思う。		
	3 協働		
	・ 市と市民は当然の事ながら、市民同士の協働を推進するに当た		
	って、「協働の目的を明確にさせ、それが必要であるか、適当であ		
	るかの判断を誰がする」と明確に明記しておかないと「仕組みの		
	整備」だけの条文では、不透明で分かりにくい。		
	また、仮に問題が起きた際の責任の所在がハッキリしないのは、		
	協働自体の信用がなくなると思う。		
	・ 市長等の協働の支援については、協働の定義にある「相互理解		
	と対等な立場」と、「市民の自主性、自発性をそこなわないように		
	する」とは相反する見解だと思う。		
	協働と言えば、なんでも支援、支援ではだんだん中身が不透明		
	なモノも増えてくるのではないかと危惧する。		
	(2)市民活動への支援		
	(1)にわざわざ支援の仕組みを整備すると書いてあるのに、ここで		
	あえて「市民活動」を別に取り上げると言うことは、すでに協働に		
	関係なく「市民活動」であれば支援しないといけないと条文化して		
	いるように思う。		

No.	意見の概要	件数	市の考え方
	どんな「市民活動」をも、協働と定義づけかねない危険な条文で		
	あるので、削除するべきである。		
	【第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力】		
	(1)国や他の地方公共団体との関係		
	姫路市が他の地方公共団体(自治体)の住民をも市民として、市政		
	に参画させ、意見に応えるような条例を制定しようとするのに対し、		
	姫路市の住民が、他の地方公共団体での同じ権利を持っていないの		
	は、明らかに対等とは言えない。		
	国政に対して、外国が口出す事に関しては「内政干渉で遺憾」と		
	されるのに、その下の姫路市において、外国人に「内政干渉で遺憾」		
	どころか、市政に口出す権利を与える事は、姫路市が本当に日本か		
	ら独立しなければ不可能である。		
	(2)国際交流		
	国外の都市等との交流には大賛成である。特に親日国と言われて		
	いる台湾やトルコ等々との交流は、双方の国益に多いに貢献できる		
	と思う。		
	一方、反日国との交流は安全面からも危機管理の面からも避けて		
	いただきたい。		
	日本国の利益と住民の安全のための国際交流に励んでいただきた		
	ν <sub>0</sub>		
	【第6章 条例の見直し】		
	他の条例同様、議会等で必要がないと判断された場合は廃止でき		
	る旨を明記する必要があると思う。		
	この条例の位置づけで、他の条例等の改廃はこの条例と整合を図		
	るとされているのは、この条例自体は廃止にできないと取れるが、		
	それはそれで違法性があると思う。		
	大体この条例が「基本(上位)性」を持っている事自体がやはり違		
	法であると言わざるを得ない。		
	「制定基本方針」が、最高規範性を謳っていることから、それを		
	元にしたこの条例自体が違法で制定されるべきではないと思う。		
	結論として、この案は廃案にし、条例の制定には反対する。		